

## 滑川市食育推進条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 食育推進計画（第7条）

#### 第3章 基本的施策（第8条—第14条）

#### 第4章 推進体制（第15条—第22条）

#### 附則

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加、地域の伝統的な食文化の衰退、食の安全性への不安など様々な問題が生じている。

「食」は生きる根源であり、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置付け、特に、子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培うための食習慣づくりに極めて大切であるとされている。

しかしながら、現代の子どもたちの食生活は、朝食の欠食や米を中心とした日本型食事の崩れ、簡便な食事をとる傾向が強まるなど多くの課題がある。

また、食習慣は、子どもたち自身の健康はもとより、親となり子どもを育てる立場になった場合にも、世代を超えて大きく関係するといわれている。

これらの実態を踏まえ、幼児期における食育活動に重点をおき、子どもたちへの食育の啓蒙普及を図ることにより、家庭における正しい食習慣へつなげ、広く市民に普及されるよう食育事業の推進を図ることが重要である。

このため、家庭、保育所、幼稚園、学校、職域、地域など「食」に関わるすべての関係者や団体が連携し、相互理解を深めながら、市民運動として展開していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）に基づき、本市における食育の推進に関する基本理念や施策の基本的事項を定め、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、将来にわたり健康でいきいきとした市民生活の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を培い、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。

(2) 食 安全安心な食生活や食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄に至るまでの広範な事象をいう。

(3) 地産地消 地元で生産された農林水産物を地元で消費することをいう。

(4) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 教育関係者等（教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びにそれらの職務に関する関係機関及び関係団体をいう。）

イ 農林漁業者（農林漁業者並びに農林漁業に関する関係機関及び関係団体をいう。）

ウ 食品関連事業者等（食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。）

### (基本理念)

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進及び豊かな人間形成に資するよう、行わなければならない。

2 食育の推進に当たっては、市民の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

- 3 食育を推進するための活動は、市民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に応じたものとしなければならない。
- 4 食育は、家庭において食育が重要な役割を担っていることを認識するとともに、保育所、幼稚園、学校等においても、積極的に子どもに対する食育推進のための活動に取り組むこととなるよう、行わなければならない。
- 5 食育は、市民があらゆる機会や場所を利用して、食料の生産から消費に至るまでの食について様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践するよう、行わなければならない。
- 6 食育は、日本の伝統的な食文化や地域の特性を生かした食生活に配慮するとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図りながら、地産地消を推進し、地域の活性化に資するよう、推進しなければならない。
- 7 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供が、食に関する知識及び理解を深め、市民の適切な食生活の実践に資することを旨として、行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、国や県との連携を図りつつ、これを計画的に実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民に対し食育の推進に関する施策の普及啓発を図り、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、食育の推進に当たっては、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を理解し、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域その他あらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、自主的かつ積極的に事業活動を通じた食の安全安心及び食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について

協力するよう努めるものとする。

## 第2章 食育推進計画

### (食育推進計画)

第7条 第15条に定める滑川市食育推進会議は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第18条に基づき、食育推進計画を定めるものとする。

2 食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本方針
- (2) 食育の目標に関する事項
- (3) 市民等が行う自発的な食育推進活動等の促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

## 第3章 基本的施策

### (家庭における食育の推進)

第8条 市は、子どもたちが自ら体験できる料理教室や食を楽しむ機会を提供するなど、子どもたちが食育に対する関心や理解を深め、その発信源となり、家庭においても親子で実践できるよう必要な施策を講ずるものとする。また、妊産婦や乳幼児の発達段階に応じた栄養指導など適切な栄養に関する知識の普及、情報の提供等により正しい食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、壮年期や高齢期の人たちが健康で長生きできるよう、年齢に応じた栄養指導、生活習慣病を予防するための料理教室などを通じ、家庭において正しい食習慣が実践されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、病後の人やその家族に対して、再発や二次障害を予防するため、病態に応じた食生活が家庭で行えるよう支援するものとする。

### (保育所、幼稚園、学校等における食育の推進)

第9条 市は、保育所、幼稚園、学校等における効果的な食育の推進を図るため、食育に関する指導体制や指導内容を充実させ、学校給食等においてその活用がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。また、教育の一環として、食料の生産から消費に至るまでの様々な体験活動を積極的に行う施策を講ずるものとする。

2 市は、小学校及び中学校の各教科で食育を学べるよう支援するものとする。

### (地域、職域等における食育の推進)

第10条 市は、地域や職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の知識を有するボランティアの養成及び育成を行ない、関係機関等との連携による食育の普及や啓発活動の推進がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第11条 市は、生産者と消費者との交流の促進により、両者の信頼関係が構築するよう支援し、消費者が生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、調和のとれた食料の生産や消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第12条 市は、市内で生産された安心かつ安全な農林水産物が学校給食に利用されるよう推進するとともに、市民にも積極的に消費されるよう農林水産物の生産力向上を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第13条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第14条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見交換等により、食育の普及啓発に努めるものとする。

#### 第4章 推進体制

(推進会議)

第15条 市は、法第33条第1項の規定に基づき、滑川市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の食育推進計画を策定し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、関連する施策の実施を推進すること。

(組織)

第17条 推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会長)

第18条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第19条 委員は、学識経験を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第20条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第21条 推進会議の庶務は、市民健康センターにおいて処理する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に委嘱又は任命された委員の任期は、第19条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。